

■令和元年度～令和5年度 児童生徒等に対するわいせつ行為による懲戒処分一覧(公立学校分)

| No. | 処分年月日 | 種 別 | 職名 | 処分 | 内 容 |
|-----|------------|--------------|------------|----|--|
| 1 | R1. 6. 12 | わいせつ (盗撮) | 小学校 教諭 | 免職 | 当該教諭は、女子更衣室として使用していた教室内に本人所有のスマートフォンを設置し、女子児童の着替えの様子を盗撮した。 |
| 2 | R2. 3. 9 | わいせつ | 小学校 教諭 | 免職 | 当該教諭は、平成31年1月頃から同年3月頃までの間、島根県東部において、女兒が13歳未満であることを知りながら、わいせつな行為を行った。 |
| 3 | R4. 9. 1 | わいせつ (盗撮) | 小学校 教諭 | 免職 | 当該教諭は、松江市内の商業店舗内において10歳代女性のスカートの中にスマートフォンを差し入れて撮影を行った。 また、勤務校の教室において、児童の着替えの様子をスマートフォンで盗撮していた事実が判明した。 |
| 4 | R4. 12. 26 | わいせつ | 県立高校 教諭 | 免職 | 当該教諭は、当時 18 歳未満であった女性のわいせつ画像を、自身のスマートフォンに保存していた。また、本件事案とは別に校内で性的な行為をしていたことを認めた。 |
| 5 | R6. 3. 8 | わいせつ | 県立高校 講師 | 免職 | 当該講師は、18歳未満の女性に対し、わいせつ行為を行った。また、数日後にも、同女性に再びわいせつ行為を行った。 |

児童生徒性暴力等及びわいせつ行為等に係る懲戒処分の基準（標準例）

1. 標準的な処分量定

| 行為等の態様 | | 基準 |
|---|---|---------------|
| 児童生徒性暴力等、児童生徒等に対するセクシュアル・ハラスメント、児童生徒に対する有害な行為 | | |
| 1 | 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）第2条第3項に規定する児童生徒性暴力等を行った教職員 | 免職 |
| 2 | セクシュアル・ハラスメントを行った教職員 | 停職、減給 又は戒告 |
| 3 | 所定の手続きを経ず、又は私的な内容について、児童生徒とソーシャルネットワーキングサービス（SNS）や電子メールによるやり取りを行った教職員 | 戒告 |
| 4 | 所定の手続きを経ず児童生徒を自家用車等に同乗させ、又は教育上真に必要なでないにも関わらず学校内外で児童生徒と1対1となる密室空間を作り出した教職員（緊急時等やむを得ない場合を除く。） | 戒告 |
| 5 | 3又は4の行為を繰り返し行った教職員並びに3及び4の行為を合わせて行った教職員 | 停職又は減給 |
| 児童生徒等以外の者に対するわいせつ行為等 | | |
| 6 | 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び、若しくはわいせつな行為をした教職員 | 免職 |
| 7 | 上記の6を除くわいせつな行為をした教職員 | 免職、停職 又は減給 |
| 8 | セクシュアル・ハラスメントを繰り返し行った教職員 | 停職又は減給 |
| 9 | セクシュアル・ハラスメントを行った教職員 | 減給又は戒告 |

2. 児童生徒等の定義

「児童生徒等」とは、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第2条第2項に規定する児童生徒等をいう。

3. わいせつ行為及びセクシュアル・ハラスメントの定義

①「わいせつ行為」とは、以下の行為であって、児童生徒性暴力等に該当しないものをいう。

- ・ 刑法（明治40年法律第45号）に規定する公然わいせつ、わいせつ物頒布等、不同意わいせつ、不同意性交等及び淫行勧誘
- ・ 売春防止法（昭和31年法律第118号）に規定する売春及びその相手方となる行為
- ・ 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和5年法律第67号）に規定する性的姿態等撮影、性的影像記録提供等、性的影像記録保管、性的姿態等影像送信及び性的姿態等影像記録
- ・ 島根県迷惑行為防止条例（平成19年条例第4号）に規定する卑わいな行為及び他の地方公共団体の条例に規定するこれらに類する行為

②「セクシュアル・ハラスメント」とは、児童生徒等又は同僚教職員等の者を不快にさせる性的な言動等であって、児童生徒性暴力等又はわいせつ行為に該当しないものをいう。

各県立学校長 様

島根県教育委員会教育長
(学 校 企 画 課)

教職員の服務規律の確保について（通知）

教職員の服務規律の確保については、所属の教職員に対する指導の徹底をお願いしているところですが、今回、別添のとおり、教職員によるわいせつ事案が発生し、県民の信頼を大きく失墜させたことは、誠に遺憾であります。

教職員の服務については、教育公務員としての高い倫理性や法令遵守が厳しく求められており、児童生徒等を教育する立場にある者は、児童生徒等の模範とならなければならないところですが、昨年度の「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」違反（2件）に続き、2年続けてのわいせつ事案となりました。各学校に服務規律確保の徹底を求めていた矢先の事案であり、大変重く受け止めています。

このたびの不祥事で失った県民の信頼を回復するために、こうした事態を教職員一人一人が切実に受け止め、不祥事の根絶に向けて最大限の努力を払う必要があります。

つきましては、教職員の不祥事の再発防止のため、下記の点について特に配意の上、所属の教職員の服務規律の確保について、改めて適切な対応をお願いします。

記

1 今回の事案の周知と指導の徹底について

今回の事案について、別添の公表資料により所属教職員に伝えるとともに、教職員全体に服務規律の確保について直接指導し、各学校における不祥事の再発防止に取り組むこと。また、児童生徒等や保護者の学校に対する信頼の回復に向け取り組むよう指導を徹底すること。

2 関係法令等を踏まえた教職員の意識向上について

わいせつ行為は、犯罪行為であることは言うまでもなく、社会人としてのモラル・人権意識が著しく欠如した行為であるとともに、被害にあった児童生徒等の心身に重大な影響を与えるものである。児童生徒等を守り育てる立場にある教職員が、児童生徒等に対しわいせつ行為を行うなど断じてあってはならない。

令和4年4月には「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が施行されたところであり、各学校においては関係法令等に係る通知（※）を再度確認の上、教職員がわいせつ行為の禁止を含めたモラル・人権意識について話し合い、互いの意識を高める場を持つなど、管理職が職場全体のモラル・人権意識向上に向けた具体的な取組を速やかに行い、教職員への周知を図ること。

※・教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の公布について

(令和3年6月17日付島教企第388号)

・教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針の策定について

(令和4年3月25日付島教企第1466号)

・児童生徒性暴力の防止等に関する理解を深めるための動画の活用について

(令和4年6月10日付島教企第368号)

- ・児童生徒性暴力等防止に関する取組事例集及び研修用動画の活用について

(令和5年4月24日付島教企第132号)

3 校内研修の充実について

わいせつ行為の禁止を含めた服務規律の遵守について教職員が常日頃から自らの問題として捉え、行動することを促すために、服務規律に関する校内研修の実施にあたっては事例研究をはじめとした演習的要素を取り入れるとともに、上記の動画を含めた視聴覚教材の活用等の工夫をすること。

4 わいせつ行為等を未然に防止するための環境整備について

教職員によるわいせつ行為等を未然に防止する観点から、教職員個人が所有するスマートフォン等の電子機器の職場内における取り扱いの確認や、児童生徒等への指導等に当たっては対一の密室状態の回避、教室に限らず管理施設環境の点検・整備など、随時、学校の実情に応じて予防的な取組を推進すること。

5 児童生徒等の状況把握・相談体制の整備について

児童生徒等に被害が及ぶ教職員の不祥事の早期発見・早期対処等のため、定期的なアンケート調査や教育相談等により児童生徒等の状況を適切に把握するとともに、校内における相談窓口の設置と周知、電話相談窓口の周知等により、児童生徒等が被害を訴えやすい体制を整えること。

6 厳正な服務管理・教職員の状況把握等について

勤務時間の内外を問わず、教職員の厳正な服務管理を行うとともに、管理職への報告・連絡・相談の徹底等について、改めて教職員に指導を行うこと。また、不祥事の未然防止・早期発見に資するよう、教職員が管理職に相談しやすい雰囲気づくりに努め、教職員との面談や会話の機会をできるだけ多く持つなど、教職員の状況把握に努めること。管理職は、服務規律の確保について自ら他の教職員の範となるよう率先して取り組むとともに、平素から教職員の言動に注意を払い、次の機会を待たずに直ちに面談を行うなど、あらゆる機会をとらえて継続的に指導を行うこと。